

保育料（保護者負担金）について

入所申込時に提出いただく「同意書」内にも記載があるとおり、決定されている保育料は滞納せずに納期限内にお支払いいただかなければなりません。

正当な理由がなく保育料（利用者負担額）を滞納した場合は、保育の実施を解除する場合があります。また、振込相談等の連絡なしで滞納が続く場合はご家庭への訪問を行うこともあります。

保育料はお子さん達を預かる保育所等の運営に必要な財源となりますので、ご協力よろしくお願い致します！

保育料の納入について

・公立保育所、認可私立保育所

- ① **口座振替** ※原則、口座振替での納付となります。入所決定後に配布する「預貯金口座振替依頼書」にて口座登録の手続きをお願いします。

振替日：毎月 15 日（土日祝日の場合は、翌営業日）

取扱金融機関：琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、農協

- ② 納付書 月初めに施設を通して配布します。

納付期限：毎月 15 日（土日祝日の場合は、翌営業日）

納付場所：役場内銀行、上記の金融機関、コンビニエンスストア

※納付場所の詳細は、納付書の裏面にも記載があります。

・認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所

各施設への直接支払い（詳しい納付方法は各施設へお問い合わせください。）

保育料の算定について

・父母の「市町村民税所得割課税額」で決定します。ただし、祖父母等が生計の中心者の場合は祖父母等の税額も含めて算定します。

※父母のみの収入で生計維持が難しい世帯であるかの判断基準は、父母の収入（手当、養育費を含む）が生活保護基準額を超えているか確認します。

・市町村民税所得割課税額は本町税務課税台帳、世帯状況は住民基本台帳により確認します。

・保育料の年齢区分は、年度初日（4月1日）現在の入所児童の年齢を基に適用します。

●保育料の切替について（毎年 9 月）

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------------------------|----|----|----|----|-------------------------|-----|-----|-----|----|----|----|
| 前年度分（30年度）の市町村民税額に基づく算定 | | | | | 当年度分（31年度）の市町村民税額に基づく算定 | | | | | | |

●保育料算定の情報がない場合について

未申告等で税情報がない方は、正しい保育料の算定が出来ないため、最も高い階層区分の保育料を算定します。（無収入の方も申告が必要です。）

下記条件に該当する方は、保育料算定に必要な書類の提出をお願い致します。

・平成 30 年 1 月 1 日時点で町外在住の方（軍人・軍属含む）

- ① 平成 31 年 4 月～8 月の保育希望

→ 『平成 30 年度（平成 29 年分）課税証明書』または『2017 W-2 (Wage and Tax Statement)』

※H30. 1. 1 時点の住民登録市町村で発行

② 平成 31 年 9 月～平成 32 年 3 月の保育希望

→ 『平成 31 年度(平成 30 年分)課税証明書』または『2018 W-2 (Wage and Tax Statement)』

※H30.1.1 時点の住民登録市町村で発行（平成 31 年 6 月以降より発行可能です。）

●保育料の階層変更について

保育料の切替時期以外に、世帯の状況が変更になった場合は保育料が変更となることがあります。確認が必要な場合は子ども家庭課までお問い合わせください。

（婚姻、離婚、同居人の増減、児童扶養手当の支給開始・停止・廃止、税の修正申告など）

※税の修正申告等により市町村民税額が変更となった場合、保育料が変更となる場合は該当月に遡り変更を行います。変更により差額が生じた場合は、追加納付、充当、還付等の処理を行います。

●保育料の軽減について

・同一世帯の就学前児童が保育所等や幼稚園、特別支援学校幼稚園部等を利用している場合、多子軽減の対象となり、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料となります。

認可外保育所や町外の私立幼稚園等に在園している場合は、『在園証明書』の提出が必要になります。

（町内の認可保育所や町立幼稚園に在園している場合は、届け出の必要はございません。）

申請希望の方は、子ども家庭課までご連絡ください。

【1 号（幼稚園、認定こども園）と 2 号・3 号（保育所等）で多子計算のカウント方法が異なります。】

| | 0 歳 | 1 歳 | 2 歳 | 3 歳 | 4 歳 | 5 歳 | 小 1 | 小 2 | 小 3 | 小 4 |
|-------------------|----------------------------------|-----|-----|----------------------------------|-----|-----|-------------------|-----|-----|-----|
| 1 号 (幼稚園等) | 2 歳以下はカウントなし | | | 第 1 子 (全額)、第 2 子 (半額)、第 3 子 (無料) | | | 小 4 以上は カウントなし | | | |
| 2 号・3 号 (保育所等) | 第 1 子 (全額)、第 2 子 (半額)、第 3 子 (無料) | | | | | | 小 1 以上はカウントなし | | | |

（例）第 1 子が小 3、第 2 子が 5 歳（1 号）で幼稚園利用、第 3 子が 2 歳（3 号認定）で保育所利用の場合

→ 第 2 子：小 3 以下の範囲で数えて「第 2 子カウント」になるので、半額

→ 第 3 子：小学校就学前以下の範囲で数えて「第 2 子カウント」になるので、半額

・年収約 360 万円未満相当の世帯の場合、算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃されます。

| | 市町村民税 課税所得割額 | 対象世帯 | 軽減割合 |
|-------------------|-----------------|---------|-------------------------|
| 1 号 (幼稚園等) | 77,101 円未満 | 一般世帯 | 第 2 子 (半額)、第 3 子以降 (無料) |
| | | ひとり親世帯等 | 第 2 子以降 (無料) |
| 2 号・3 号 (保育所等) | 57,700 円未満 | 一般世帯 | 第 2 子 (半額)、第 3 子以降 (無料) |
| | | ひとり親世帯等 | 第 2 子以降 (無料) |

※生活保護世帯や、ひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は、第 1 子から無料です。

※ひとり親世帯等とは、母子世帯、父子世帯、在宅障害者（児）がいる世帯です。

●寡婦（夫）控除のみなし適用について

対象：婚姻歴のないひとり親世帯のうち、保育料が発生している世帯

※のみなし適用を希望する場合は、子ども家庭課にて申請手続きを行ってください。

留意事項：①のみなし適用を行っても、保育料に変更がない場合もあります。

②年度ごとに申請が必要となります。



★2号・3号の保育料（保護者負担金）確認表

| 階層区分 | 定義 | 2号認定（3歳児～） | | 3号認定（3歳未満） | | |
|------|------------------------|------------------------------------|--------|------------|--------|--------|
| | | 標準 | 短時間 | 標準 | 短時間 | |
| 第1階層 | 生活保護 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 第2階層 | 町民税非課税世帯 | 一般世帯 | 6,000 | 3,000 | 8,000 | 5,000 |
| | | 母子父子、障がい者世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第3階層 | 48,600円未満 | 一般世帯 | 13,000 | 10,000 | 17,000 | 14,000 |
| | | 母子父子、障がい者世帯 | 6,000 | 3,000 | 8,000 | 5,000 |
| 第4階層 | 48,600円以上 97,000円未満 | 48,600円以上 77,100円以下の母子父子、障がい者世帯 | 6,000 | 3,000 | 8,000 | 5,000 |
| | | 上記以外の世帯 | 22,000 | 19,000 | 25,000 | 22,000 |
| 第5階層 | 町民税所得割課税世帯 | 97,000円以上 169,000円未満 | 27,000 | 24,000 | 34,000 | 31,000 |
| 第6階層 | | 169,000円以上 301,000円未満 | 28,000 | 25,000 | 37,000 | 34,000 |
| 第7階層 | | 301,000円以上 397,000円未満 | 30,000 | 27,000 | 39,000 | 36,000 |
| 第8階層 | | 397,000円以上 | 39,000 | 36,000 | 50,000 | 47,000 |

★1号の保育料（保護者負担金）確認表

1号認定

| 階層区分 | 定義 | 保育料 | |
|------|------------|----------------------|--------|
| 第1階層 | 生活保護 | 0 | |
| 第2階層 | 町民税非課税世帯 | 一般世帯 | 3,000 |
| | | 母子父子、障がい者世帯 | 0 |
| 第3階層 | 77,100円以下 | 一般世帯 | 10,100 |
| | | 母子父子、障がい者世帯 | 3,000 |
| 第4階層 | 町民税所得割課税世帯 | 77,101円以上 211,200円以下 | 20,500 |
| 第5階層 | | 211,201円以上 | 25,700 |

入所申込の際にご提出いただく「同意書」内にも記載があり、決定されている保育料は、滞納せずに納期限内にお支払い ただかなければなりません。

保育料は、お子さん達を預かる保育所等の運営に必要な財源となりますので、ご協力よろしくお願ひ致します！

